

国立大学法人鹿屋体育大学における地球温暖化対策に関する実施計画

〔平成20年3月19日〕
学 長 裁 定
改正 平成23年3月28日
平成24年6月4日
平成25年3月28日
平成28年3月30日

環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題であり、とりわけ、地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤を揺るがすものの一つとして、世界規模の喫緊の課題となっている。

国内では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年6月22日法律第49号）に基づき、国立大学等を含めた各事業者に対して必要な対策を講じることが求められている。

国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）においても、国立大学として極めて高い公共性を有し社会的責務を負っているとの認識から、平成19年度（2007年度）を基準年とした「地球温暖化対策に関する実施計画」を策定し、平成20年度から平成27年度まで実施しているところである。

また、平成27年8月に文部科学省より、「次期国立大学法人等施設整備5か年計画に向けた中間報告」における三つの課題の1つ「サステイナブルキャンパスの形成」の中で、「国立大学等の施設整備では、平成27年度を基準とし、今後5年間でエネルギー消費原単位を5%以上削減する」と明記され、COP21（パリ協定）においては、日本は2030年度に2013年比で温室効果ガスを26%削減する素案を提出しており、環境省主導で政府の実行計画策定が進められている。

これらのことにより、今後とも、環境問題に積極的に取り組む観点から、これまでに引き続き、地球温暖化対策に関する実施計画を以下のとおり定める。

第一 目標

本計画は、第三に定める措置を実行することにより、本学から排出される温室効果ガス（CO₂）排出量を、下記のとおり削減することを目標とする。

1. 平成27年度までは、建物延床面積当たり、年平均1パーセント以上削減する。
2. 平成28年度以降は、建物延床面積当たり、5年間で5パーセント以上削減する。

第二 対象となる期間及び場所

1. 本計画における対象期間は、下記のとおりとする。
 - (1) 平成27年度までの対象期間は、平成20年度（2008年度）から平成27年度（2015年度）とする。
 - (2) 平成28年度以降の対象期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）の5年間とする。
2. 本計画における基準年は、下記のとおりとする。
 - (1) 平成27年度までの基準年は、平成19年度（2007年度）とする。
 - (2) 平成28年度以降の基準年は、平成27年度（2015年度）とする。
3. 本計画は、本学の白水団地及び高須団地を対象とする。

第三 実施する措置

第一の目標を達成するため、本学は以下の措置を実施するものとする。

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害公用車の導入

- ① 低公害車の導入を図る。特に一般公用車については、低公害車比率を100パーセントとするとともに、バス、トラック等についても低公害車化（ハイブリッド車等）を図る。
- ② 車の買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車（ハイブリッド車等）の導入を進める。

(2) 自動車の効率的利用

ア. 公用車等の効率的利用等

- ① 車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- ② 待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ③ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ④ カーエアコンの冷房設定温度を1度アップする。
- ⑤ 通勤時の移動において、公共交通機関の利用を推進する。

(3) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア. 省エネルギー型OA機器等の導入

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具の旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は更新を計画的、重点的に進め、更新もしくは新規購入に当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。

イ. 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は更新を計画的に進め、更新もしくは新規購入に当たっては、節水型等のものを選択する。

(4) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙、上質紙等の用紙類の年間使用量について、一層の削減を図る。
- ② 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ③ 各種書類・資料をはじめ、会議に提出する資料等のコピー及びプリントアウトについて、特段支障のない限り極力両面を活用し、コピー等枚数の削減を図る。また、不要となったコピー等用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、差し支えない限り裏面を再利用する。併せて、可能な限り、ペーパーレス会議を行う。
- ④ 使用済み封筒の再利用など、封筒使用の一層の合理化を図る。
- ⑤ 電子メール、学内LANの活用及び文書管理の電子化等電子メディア等の利用による情報システムの整備に努める。

(5) グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）対応製品の使用等の促進

ア. 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙、上質紙、トイレトーパー等用紙類については、再生紙の使用を進める。

- ② 印刷物については、再生紙の使用を進める。また、その際には古紙配合率を明記するよう努める。

イ. 木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。
- ③ 木材・木材製品の合法性、持続可能性が証明された製品であることが明示された製品の使用に努める。

(6) ノンフロン等を使用した製品等の購入・使用の促進等

- ① 冷蔵庫等、家電製品の購入、交換に当たっては、代替フロン等を使用した製品のうち、地球温暖化への影響のより小さい、ノンフロン機器の導入に努める。
- ② 空調機器の購入、交換に当たっては、代替フロン等を使用した製品のうち、地球温暖化への影響のより小さい、新冷媒機器の導入に努める。
- ③ エアゾール製品を使用する場合にあつては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用に努める。

(7) その他

ア. その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ④ さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能なかぎり、平成32年度（2020年度）末までに重点的に、設備・機器の導入、改修、運用改善を行う。

イ. 製品等の長期使用等

- ① 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ② 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ③ 売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。
- ④ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ⑤ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用に努める。

ウ. エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種への変更を促す。また、自動販売機の設置台数についても見直す。

エ. 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ. メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
- ② 排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 環境にやさしい大学施設への整備の推進

太陽光や井水などの自然エネルギーの有効活用を図り、環境への負荷を低減させる施設整備に努める。

(2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物において省エネルギーの推進を図り、さらなるエネルギーの使用の合理化を図られるよう、設備・機器の導入設備等改修運用改善に努める。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、出来る限り再生されたもの又は再生できるものを使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。
- ③ 建築物の建築等に当たっては支障のない限り再生産可能な資源である木材の利用に努める。
- ④ 建設資材については、安全性、経済性に留意しつつ、エネルギー効率、断熱性能等に優れた資材の利用に努める。
- ⑤ 損失の少ない受電用変圧器の設置を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

(4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入に努める。

(5) 冷暖房の適正な温度管理

学内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は20度程度）を一層徹底するとともに、空調設備の適正運転を図る。

(6) 水の有効利用

給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。

(7) 敷地内の環境の適正な維持管理の推進

学内に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減に努める。

(8) その他

ア. 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ② 合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法を選択を発注者として促す。
- ③ 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- ④ 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- ⑤ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

イ. 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入に努める。
- ② 省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じた整備に努める。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア. 建物内におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① 夏季における執務室での服装について、ノーネクタイ・ノー上着など暑さをしのぎやすい軽装を励行する。
- ② 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ③ 発熱の大きいOA機器類の台数制御及び配置を工夫する。
- ④ 残業のためのエネルギーの縮減並びに職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって定時退庁の一層の徹底を図る。このため、勤務時間以降は、会議等の中止に努める。
- ⑤ 業務効率化を図り、残業の削減を図る。
- ⑥ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間・休日における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯（分灯）することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑦ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑧ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転に努める。
- ⑨ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑩ 業務に支障のない範囲で、照明の間引きを行う。

イ. 節水等の推進

- ① 必要に応じ、トイレに擬音発生器を設置する。
- ② 水栓には必要に応じて節水コマを取り付け、さらに必要に応じ水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ③ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ④ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善に努める。

(2) ごみの分別

- ① 学内に十分な数の分別回収ボックスを設置し、分別回収を徹底する。
- ② ミスコピー用紙や不要になった用紙は、クリップやホッチキスの針を、ファイル等で金具部分とそれ以外の部分に分かれるものは、取り外して分別回収する。

(3) 廃棄物の減量

- ① 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ② シュレッダーの使用は機密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ③ コピー機、プリンター等のトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ④ 電子メール、電子掲示板の使用及び印刷方法で用紙の節約に努める。
- ⑤ OA機器及び家電製品等を廃棄物として処分する場合には、適正に処理する。

4. 職員及び学生等に対する情報提供等

(1) 職員及び学生等に対する地球温暖化対策に関する情報提供

- ① 学内誌、パンフレット、学内LAN等により、再生紙等の活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員及び学生等が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ② 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

(2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

- ① 国が主唱する環境関係の諸行事において、地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。
- ② 希望する職員が地球温暖化対策に関する活動への積極的参加が進められるよう、休暇

をとりやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る。

第四 推進体制及び実施状況の点検

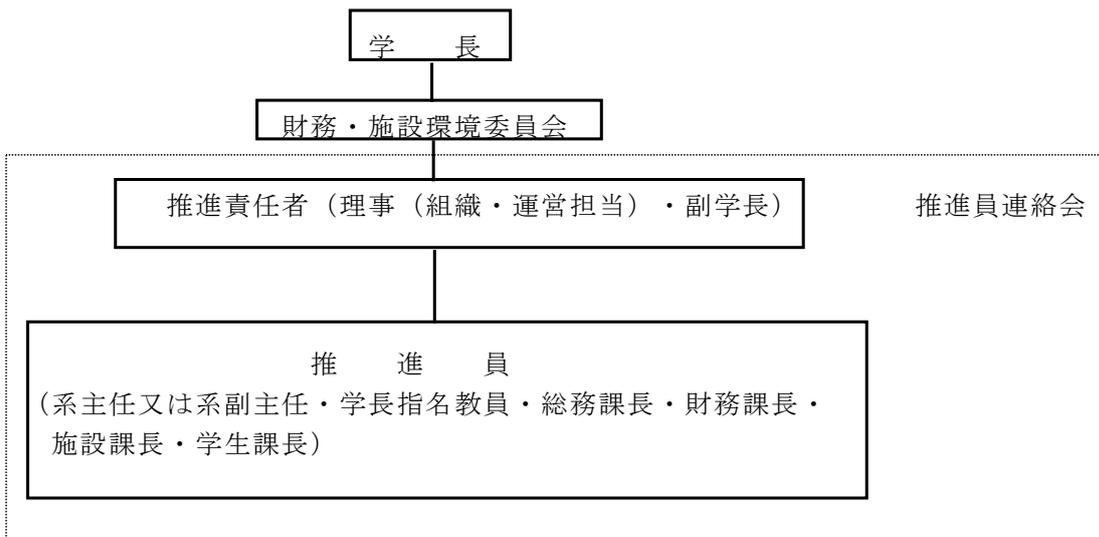
1. 推進体制

- (1) 本計画の統括、点検及び見直し等は、財務・施設環境委員会において行う。
- (2) 財務・施設環境委員会に、本計画の「推進責任者」を置き、副学長（組織・運営担当）をもって充てる。
- (3) 推進責任者は、本計画の責任者として業務を統括し、進行管理を行うものとする。
- (4) 財務・施設環境委員会に、本計画の「推進員」を置き、系主任又は系副主任、学長指名教員、総務課長、財務課長、施設課長、学生課長をもって充てる。
- (5) 推進員は、推進責任者の指示に従い、本計画を実施するものとする。
- (6) 推進責任者及び推進員により「推進員連絡会」を組織し、定期的に本計画の実施状況及び成果について協議、検証するものとする。

2. 実施状況の点検

毎年度、温室効果ガス排出量の定期的な把握を行うとともに、本計画の実施状況を点検し、成果を把握する。なお、必要に応じ、本計画の見直しを行うものとする。

3. 推進体制図



附 則

- この裁定は、平成20年3月19日から施行する。
この裁定は、平成23年3月28日から施行する。
この裁定は、平成24年6月4日から施行する。
この裁定は、平成25年3月28日から施行する。
この裁定は、平成28年3月30日から施行する。